

注意あり度要ハ公正ナル方法ニ依ラシムヘキモノトス

ハ 選挙人選定ノ期限

選定ノ期限ハ八月一日迄トス

ニ 前項ニ依リ選定セラレタル選挙人ヲシテ左記ニ依リ

代表委員候補者ヲ投票セシムルコト

代表委員候補者ノ資格

代表委員候補者ノ資格ハ別ニ制限ナシ

四 投票ノ期日

直接投票ノ方法ニヨルトキハ投票期日ハ八月五日トスルコト

ハ 投票ノ方法

投票ノ方法ハ便宜ノ方法ニヨル若シ直接投票ノ方法ニ依ルトキハ一定ノ場所ヲ設テ一定ノ時間内ニ行ハシムルコト

又郵便投票ノ方法ニ依ルトキハ別ニ投票日ヲ定メス八月九日迄ニ到達シタルモノヲ以テ有効トシ以後到着ノ分ハ之ヲ無効トスルコト此場合ニ於テハ到達ノ日ヲ明瞭ナラシムル為書留郵便ニヨルコト同一管内ニ於テ石直接投票郵便投票ノニ方法ハ之ヲ併用スハカラサルコト

二 投票用紙

投票用紙ハ最近ニ相當数ヲ見計ヒ社會局ヨリ送付スヘキニツキ責廳(署)ニ於テ道府縣印(町山針務所印)

ヲ押捺シ番号ヲ附シ順次ニ所要部数ヲ郵便投票

ニ依ルモノハ宛名(道府縣)ヲ記載シ封筒

ト共ニ各工場、鑛山、運輸業等ニ送附スルコト

ハ 投票ノ取纏